

会 議 記 録

高松市附属機関等の会議の公開及び委員の公募に関する指針の規定により、次のとおり会議記録を公開します。

会 議 名	令和元年度第1回高松市介護保険制度運営協議会
開 催 日 時	令和元年8月29日（木） 午後2時～午後3時30分
開 催 場 所	高松市役所11階 114会議室
議 題	(1) 指定地域密着型サービス事業所の指定等について (2) 指定地域密着型サービス事業予定者の募集について (3) 地域包括支援センターの運営について (4) 地域ケア会議について (5) その他（第7期高松市高齢者保健福祉計画の進捗状況について）
公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
上 記 理 由	
出席委員	17人
	山下会長、虫本職務代理、石川委員、上田委員、梅村委員、大江委員、兼間委員、鎌倉委員、喜田委員、木村委員、田中委員、徳増委員、萩池委員、藤目委員、古川委員、松村委員、三村委員
傍 聴 者	1人
担 当 課 及 連 絡 先	長寿福祉課 087-839-2346 介護保険課 087-839-2326 地域包括支援センター 087-839-2811

協議経過及び協議結果	
(1) 議事進行	会議の運営に関し、高松市の「附属機関等の設置、運営等に関する要綱」に則って公開することについて、承認を得る。
－ 以 後 審 議 －	
議題 (1) 指定地域密着型サービス事業所の指定等について	資料1に基づき事務局から説明した。
議題 (2) 指定地域密着型サービス事業予定者の募集について	資料2に基づき事務局から説明した。
議題 (3) 地域包括支援センターの運営について	資料3に基づき事務局から説明した。
議題 (4) 地域ケア会議について	資料4に基づき事務局から説明した。
議題 (5) その他（第7期高松市高齢者保健福祉計画の進捗状況について）	資料5に基づき事務局から説明した。

(A委員) 事業所の改廃については、様々な事情があり、行政の関与できる範囲があると思いますが、肝心なことは、利用者が安心して利用できるように施設が補充されているか、また、介護する人の質の向上がなされているのかということだと思います。このことは、介護保険制度の根幹だと思います。本協議会において、毎回このような廃止事業所の報告がありますが、職員が確保できないので廃止するというのは、利用者にとっても従業者にとっても非常に気の毒ですし、従業者は次はどこで働けるのかと不安に感じると思います。

(事務局) 地域密着型サービスの休止や廃止について、まず利用者への影響という点ですが、休止や廃止の場合は、1か月前に法人からその旨の届出を提出するように指導しております。届出があった際に、現に利用者の方がいらっしゃれば、廃止や休止になるまでの1か月の間に、その方のサービスの引き継ぎ先を、きちんと確保した上で休止や廃止するようにしており、利用者の方に不利益が生じないように指導を行っています。

また、事業所の経営側の事情により、廃止や休止となった場合の人材についてですが、そのような場合は、その従業者の方が他の事業所に移るということとなります。ただ、介護人材というのは、サービスの質を確保するという面では、やはり安定的に就労し、離職しないで人材を留めておくということが望まれますので、現在、介護職員の処遇改善を図るための制度もございます。10月からはその処遇改善加算に加えて、国で新しく介護職員等特定処遇改善加算という制度が創設されることとなっておりますので、人材の確保につなげていければと思っております。

(A委員) 高松市らしい介護サービスを実現し、また、我々が施設などに入るときに安心して介護保険を利用できるようにしておいていただきたいです。

(B委員) 地域密着型サービス事業予定者の補助金のことですが、公募ではない施設整備の場合の補助金の例はありましたか。

(事務局) 毎年、県の補助事業を使っておりますので、補助事業の募集の時期になりますと、事業所に案内をしており、実際、応募があったものにつきましては、県のほうに補助金の申請をあげております。地域密着型サービスの事業所は、公募の場合と公募ではない場合とがありますが、公募ではない場合、例えば、通所介護の事業所でしたら、指定という手続きを行っております。そこで補助金の活用の希望があれば、予算の範囲内で対応しているという状況でございます。また、今回募集いたしましたグループホーム、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型、定期巡回・随時対応型訪問介護看護などが公募の対象となっております、これら以外の認知症対応型通所介護、夜間対応型訪問介護などにつきましては、公募の手続きによらない指定ということになります。

(C委員) 職員の方が辞めていくというところに、人員確保の難しさがあると思うのですが、東京のほうでは第三者評価を受けることが義務のような形になっているという話も聞いております。平等な評価をする仕組みを設け、そのような第三者的な目線を入れることで、利用者のためだけではなく、働いている方もモチベーションが上がるような働きやすい環境を考えていかなければならないと思います。利

用者が安心して施設に入り、生活できるように、安心安全な老後を送れるように、第三者評価についても補助金があれば、事業所が取り組みやすくなると思います。

(事務局) 第三者評価という点ですが、地域密着型サービスにおいて、例えばグループホームは、第三者評価とは少し異なりますが、外部評価・自己評価というものをしております。これは、事業所が自己評価した内容について、外部の評価機関、例えば県の社会福祉協議会等がグループホームを訪問して、グループホームの課題などを洗い出して、その課題について事業所で改善していくという仕組みです。その他にも小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護については、グループホームのように外部の評価機関が評価するというものではありませんが、地域の方や自治会の方が集まって、2月に1回開催される運営推進会議と呼ばれる会の中で、事業所の自己評価・外部評価を行っておりますので、地域密着型サービスでは第三者の目線における評価が行われていると言えます。

(D委員) 私は以前、様々な施設が第三者評価を受けるように促進させる委員会である県の第三者評価委員会の委員をしておりましたが、他県に比べると香川県は審査を受ける法人が少なく、高松市も少ないです。やはり、第三者の評価を取り入れるということをしなければ、なかなか良い施設はできていかないと思います。第三者評価については、高松市が補助金を出すような制度はありませんでしたか。

(事務局) 第三者評価につきましては、補助金の制度がございましたが、申請される法人が少ないということで、この補助金は昨年からなくなりました。今回、御意見を賜りまして、今後検討させていただきます。

(A委員) 評価というのは書類でするものなので、それよりも私は先ほど申し上げたように、施設で安心して働けるような処遇改善、環境改善をするような取組が必要だと思います。そのようなことができた時点で、職員が自らのレベルアップを考えることになると思うので、第三者評価を他の自治体が行っているからといって始めたとしても、なかなか効果が伴わないような気がします。

(E委員) 地域ケア会議について、小会議の個別課題に関しては、フィードバックができて、ケアマネジャーへ取組ができていているという御説明をいただいたのですが、地域ケア会議のネットワーク会議において、どのような課題があがってきていますか。また、市レベルで全体の会として検討するものはありますか。

(事務局) 地域福祉ネットワーク会議については、現在44地区中39地区で開催されておりまして、それぞれの課題について話し合いがされております。地域の課題におきましては、それぞれで問題点が異なりまして、例えば、高齢者を取り巻く交通機関の問題、ごみ捨ての問題、高齢者が困っている草抜きや買い物の問題など様々です。そのような、なかなか手が行き届かないところについて、担い手の方を創設したり、育成したりすることによって、介護保険の総合事業のサービスBにつなげたり、居場所として集まる場所を作るといったような通所型サービスBを作るなどの運営につなげたりしています。ただ、それだけではまかなえないところがありまして、介護保険の要支援や事業対象者だけではなく、要介護の方も使えるような支援や、高齢者に限らず、子育て支援や障がい者支援のような問題も地域のほうから課題としてあがってきています。そのような問題に取り組むこ

とで、少しずつ地域共生社会の実現を目指しているところですが、まだ様々な課題があがってきているような段階でございます。

(F 委員) 認知症というのは誰しもうるごと、皆さんが非常に懸念していることだと思います。今、認知症サポーターというのは、30年度で4万6146人の方がいらっしゃいます。実際に私も認知症サポーターのリングを2つ3つ持っていますが、認知症を正しく理解して、家族を温かく見守る応援者であるということは分かっているながらも、なかなか応援するところまでいかず、寄り添うだけで、協力体制ができていないのが現状です。そこで、資料2の5ページの認知症地域支援推進員ですが、30年度は保健師の方が9人いらっしゃり、受講者を見ると、28年が3人、29年が5人、30年度は2人ということですが、この資格は保健師でなければ取れない資格なのではないでしょうか。

(事務局) 保健師でなければ取れないという訳ではないのですが、現在、地域包括支援センターではリーダー的な存在が、保健師が受講しています。職員は職場の異動がありますので、認知症地域支援推進員が増えていないという現状があります。

(F 委員) それは、保健師の方が様々な仕事をしていて忙しい中で、自ら率先して受講しているのですか。

(事務局) 地域包括支援センターのサブセンターで1名ずつ配置ということですので、新しく異動してきた職員などを推薦して、研修を受講してもらっています。また、先ほどの認知症サポーターの話で、どのように認知症の方に関われば良いかわからないという話も聞きますが、認知症の方に限らず、困りごとがありそうな高齢者の方を見かければ、少し優しい声掛けをするだけでも、一つの関わりになると思います。また、サポーターのフォローアップ講座もしておりまして、そこでは、認知症カフェなどで、認知症の方と関わる実体験をしていただいて、そのカフェが良ければ今後サポーターとして参加しませんかというお誘いをする取組をしています。

(F 委員) 認知症カフェなど様々な取組をされているのですが、皆さんが興味を持って、そこに足を運ぶことによって、認知症の方の応援ができるのではないかと思います。また、資料2の7ページの元気を広げる人について、事務局からお話がありましたが、先日、連合の日本支部代表大会がありまして、その時に古高松地区の担当者の方たちが一緒になってのびのび元気体操をして、非常に評価が高かったです。元気を広げる人が居場所づくりへ出向いて行って、一緒に手遊びをしてリフレッシュして、皆さん心地よい気持ちの中で帰っていただきました。元気を広げる人の養成講座を修了した人が792名いらっしゃいますが、皆さんの健康意識が高くなっていますので、高松市の皆で元気で長生きできることを願うばかりです。

(G 委員) 資料3の2ページ目の権利擁護の件ですが、平成28年、29年、30年で、数値が少し変わってきています。例えば、権利擁護に関する相談は、28年度は高齢者虐待が多かったのですが、30年は633件で少し減ってきています。成年後見の市長申し立てが、平成28年が10件、平成29年、30年が12件という数値の変化ですが、四国の中で、松山市などと比べると、この数値は少し

低いです。数値が低いから悪いという訳ではなくて、より現実的に成年後見を必要としている人たちのところにうまく入り込めるよう働きかけを頑張っていたきたいと思います。また、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務については、介護支援専門員からの連絡が一番多いというデータが出ていますが、介護支援専門員というと、介護保険制度だけの話になりますが、実際は高齢者の問題もあれば、認知障がいや知的障がいの方の問題、児童虐待などの問題もあり、同じところで総合的に起こっているということがあるので、縦割りですることによってうまく連携ができないという現実も裁判所のデータとして出てきています。是非とも高松市でもそのようなところを分析して、縦割りではなくて、横の連携を取るようお願いしたいです。

(事務局) 本日、瓦町フラッグで「知ってなるほど成年後見人制度」という講演会をしています。今年度、特に成年後見制度の利用促進を図るため、助成の拡充をしているところがございます。先ほどのお話にもありましたとおり、知的障がいなどの障がい者の問題、子供の虐待の問題などがあるということで、地域共生社会推進室がまるごと相談員とともに、一つの家庭が抱えている様々な問題の相談に耳を傾け、その中で高齢者問題であればその担当課に連絡し、児童の問題ならその担当課に連絡するというので、まずはその家の課題をまるごと見ていきましようという取組を現在推し進めています。

(A委員) 居場所づくりですが、認知症カフェなどの効果が上がらないのであれば、他の施策と連携を図るのはどうでしょうか。空き家を再利用するなど、そのようなひと工夫をすれば設備もいらなし、適切な場所にできるのではないのでしょうか。また、公共交通のサービスの充実については、交通政策課がしているように、地域の交通がないようなところの買い物難民をなくすことであったり、コミュニティバスを走らせることであったり、コミュニティと連携するべきだと思います。また、災害時の援護体制についても福祉避難所をもう少し充実させるということも考えてもらいたいです。さらに、健康づくり、介護予防などは年を重ねてから始めても遅いので、子供のときからそのようなことに対して関心を持つようにしたり、保健センターの検診の時だけではなくて、皆が地域をあげて健康づくりに取り組んだりしたほうが良いのではないのでしょうか。

(H委員) 資料5の重点課題3の生活環境の充実について、災害時の援護体制の充実というところで、先日、介護保険課長から、避難行動要支援者名簿の登録についてお話していただきましたけれども、目標数値の達成が低いということで、高齢者の方のこの名簿に関しての認識が非常に薄いということが現実としてあると感じております。私が担当している利用者さんのことではないですが、先日の台風で避難してくださいという誘導の車が来たけれども、一日中ベッドの上で座っていた高齢者の方の話を聞きました。その方は逃げたくても逃げられない状況でしたが、外は避難してくださいと言っていたということでした。高齢者の方も含めて、香川県民は天災に対する意識が非常に低いのですが、最近はどうのような災害が起こるかわからないというところで、ケアマネジャーの責務として、どこまでを担うべきなのかということを考えています。例えば、独居で身寄りもいなくて一人で

生活している高齢者の方のところに、誰も頼れないから助けに行ってくださいと言われても、夜中に災害が起こっている時に我々がすぐに行けるかどうか分かりません。我々の力だけではどうにもならないので、ネットワークが必要になりますが、この災害時の援護体制の仕組みづくりというところで、今後は行政、ケアマネジャー、在宅を担う職員、地域の方、消防、警察、民生委員の方なども含めて、災害時のネットワークづくりに早期に取り組んでいかなければならないと思っています。行政のほうでもこのネットワークづくりを推進していただければと思います。

(C委員) やはり連携が大事だと思います。防災についても連携が大事ですが、コミュニティセンターとの連携をもう少し深めたほうがいいのではないかと思います。私は脳トレ教室の先生としてコミュニティセンターを実際にまわっていて、そのことを肌で感じています。例えば、認知症の入り口に立っているかな、と思われる人が中にはいらっしゃるのですが、そうしたときに、コミュニティセンターの職員さんに「あの方は少し受診などにつなげたほうが良いのではないですか。地域包括支援センターのほうに気になるようであれば相談してくださいね。」ということをお伝えしたら、地域包括支援センターが何をしてくれるところか知らなかったと言われたことがありました。様々な企画をコミュニティセンター毎に活発にされているので、地域包括支援センターとコミュニティセンターをもう少しつなげられたら良いのではないかと思います。もう一点、高齢者保健福祉計画で要介護者在宅比率79.1パーセントというデータがありますが、在宅の高齢者の方に向けたアンケートで、在宅で亡くなりたいと希望している人が確か65パーセント位いらっしゃって、実際に、在宅で亡くなっている人が17パーセントくらいだったと思います。これから最後まで在宅医療を利用しながら生活したとして、最後の看取りの場所がどこなのかという連携なども見えるようにしたほうが良いのかなと感じました。

(H委員) 婦人会の話ですが、地区で様々な講演会などをしていますが、災害のことや見守り特殊詐欺などをテーマにすると、多くの方が来てくださいます。連携という点では、保健委員の方に来ていただいたり、元気を広げる人の体操をしていただいたり、そのようなことをしたら様々なものにつながっていくと思っております。

(F委員) 高松市の保健委員会からのお話ですが、毎年7月に入りますと、市のほうから特定検診とがん検診の封筒が届きます。健康都市推進ビジョンの話をする、がん検診などの受診率が非常に低いです。私たち保健委員会では、どの会に行っても、必ず検診を受けてくださいと言います。市のほうとしてはできれば一人でも多くの方に受診してもらいたいということで、昨年からは、特定健診を受診しないと商品がもらえないという話を謳っています。何か良いものを持って皆さんにPRをして、一人でも多くの方に受診してもらいたいという気持ちがありありと出ていると思います。この特定健診を受診するだけで、商品がもらえる権利があるということですが、市がこのようにいくらPRしても、なかなか皆さんの気持ちが動かないということで、私たち地元の保健委員会は、顔の見える関係の中で皆さんにお声掛けをしています。昨日も木太地区では肺がん検

診があり、850人の方が受診してくださいました。やはり声掛けというのが大事だと思います。ですから皆さん、どなたに対しても検診を受けたかどうかとお声掛けしていただいたら嬉しいです。また、先ほどH委員の発言にもありましたが、団体との連携がうまくとれているというのは嬉しかったです。婦人会等の行事には保健委員の中のメンバーの元気を広げる人を呼んだり、皆さんと一緒にのびのび元気体操したりして、連携を保っておりますのも、良い方法で進んでいるのかなと思います。

(I 委員) 前回の運営協議会でもありました「リーラの家しこく」については、休止から再開する目途はあるのでしょうか。

(事務局) 事業所の休止の届出の際には、1年を目途に休止届を受け付けています。また、休止期間が終了する際に、再度休止届を出すということもありますが、その際に事業所から今後の意向を確認し、対応しているところです。

(I 委員) 現状としては再開する目途は立っていないということですね。分かりました。